

令和2年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和2年11月27日

## 令和2年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第111号	中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	4
議第112号	中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員の服務 の宣誓に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議第113号	中津川市コミュニティバス運行条例の一部改正について・・・・・・・・・・	13
議第114号	中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議第115号	地方税法の改正に伴う関係条例の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
議第116号	中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する 基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議第117号	中津川市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について・・・・・・・・・・	27
議第118号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
議第119号	市有墓地の区域の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
議第120号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議第121号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
議第122号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
議第123号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議第124号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
議第125号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39

議第126号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	40
議第127号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	41
議第128号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	42
議第129号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	43
議第130号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	44
議第131号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	45

議第111号

中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

人事院勧告に基づき、給与改定を行うため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を、同条第3項中「100分の130)」の次に「及び100分の125)」を、「100分の110)」の次に「及び100分の105)」を加える。

第2条 中津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130)」を「100分の127.5)」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を「100分の107.5)」に、同条第3項中「100分の130)及び100分の125)」を「100分の127.5)」に、「100分の110)及び100分の105)」を「100分の107.5)」に改める。

(中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の170)」の次に「と、100分の125)」とあるのは「100分の165)」を加える。

第4条 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130)」とあるのは「100分の170)」と、「100分の125)」とあるのは「100分の165)」を「100分の127.5)」とあるのは「100分の167.5)」に改める。

(中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和38年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220)」を「100分の215)」に改める。

第6条 中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の205を、12月に支給する場合には100分の215」を「100分の210」に改める。

(中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和32年中津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の212.5」に改める。

第8条 中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の212.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第112号

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

会計年度任用職員制度の施行に伴い、制度の整備を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び中津川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日  
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって

は、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第20条中「に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。」を「の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を、「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第22条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中津川市条例第37号）第10条の規定に関わらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第28条の規定に関わらず、その勤務しない1時間につき、同条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(中津川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議第113号

中津川市コミュニティバス運行条例の一部改正について  
中津川市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

運行する区域を拡大することに伴い、使用料の上限を変更するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

中津川市コミュニティバス運行条例（平成27年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「200円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第114号

中津川市火災予防条例の一部改正について  
中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号を削り、第11号を第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - イ 異常な高温とならないこと。
  - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の中津川市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第115号

地方税法の改正に伴う関係条例の整理について  
地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正)

第1条 中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和31年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(中津川市介護保険条例の一部改正)

第2条 中津川市介護保険条例(平成12年中津川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号ア中「35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附則第8条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(中津川市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 中津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合に」を「その年における延滞金特例基準割合に年」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第5条 中津川市農業集落排水処理施設条例（平成5年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第18条第1項」を「第21条第1項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川市下水道条例の一部改正）

第6条 中津川市下水道条例（昭和63年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第25条第1項」を「第24条第1項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第7条 中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年中津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例の一部改正）

第8条 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例（平成22年中津

川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(中津川市個別排水処理施設条例の一部改正)

第9条 中津川市個別排水処理施設条例(平成17年中津川市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第10条 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第8条」を「第8条第1項」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第11条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成11年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正）

第12条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例（平成17年中津川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定中延滞金に関する部分は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議第116号

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護支援専門員」の次に「(主任介護支援専門員を除く。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第117号

中津川市介護福祉士修学資金貸付条例の制定について  
中津川市介護福祉士修学資金貸付条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対し、修学資金を貸し付けるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市介護福祉士修学資金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、福祉系高校に在学する者であって、介護福祉士の資格を取得し、将来市内で介護施設等の業務に従事しようとする者に対し、中津川市介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を支援し、もって市内における介護人材の育成及び確保並びに若者の地元定着及び移住促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。
- (2) 介護施設等 規則で定める施設をいう。
- (3) 福祉系高校 法第40条第2項第4号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校であって、中津川市内に存するものをいう。

### (貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に福祉系高校に在学している者
- (2) 法第39条の規定による介護福祉士となる資格を取得しようとし、かつ、法第42条第1項の規定による介護福祉士の登録（以下「介護福祉士登録」という。）をしようとする者
- (3) 福祉系高校を卒業した後に、貸付けを受けた年数（1年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）に2を乗じて得た年数（当該年数が5年を超えるときは5年。以下「条件年数」という。）以上の年数を中津川市内に住所を有し、かつ、市内の介護施設等の業務に従事しようとする者

### (貸付金額等)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額2万円以内とし、無利子とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、市長が定める月から福祉系高校の正規の修業期間が終了する月までとし、36月を限度とする。

3 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で市長が決定する。

(貸付けの申請及び決定)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金の貸付けの可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(貸付け決定の取消し等)

第6条 市長は、前条第2項により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 貸付決定者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

(修学資金の返還)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数（前条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に2を乗じて得た月数の期間内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 第9条各号のいずれにも該当しないことが明らかとなったとき。

(返還の猶予)

第8条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に

掲げる期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 福祉系高校に在学しているとき 福祉系高校に在学している期間
  - (2) 被貸付者が災害、病気、負傷等やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると市長が認めるとき 当該理由が継続している期間
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還債務の履行を猶予する必要があると認めるとき 市長が必要と認める期間
- (返還債務の免除)

第9条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。

- (1) 福祉系高校を卒業した後、規則で定める日までに、次のいずれにも該当し、かつ、引き続き次のいずれにも該当した期間（規則で定める期間を除く。）が条件年数に達したとき。

ア 福祉系高校を卒業した後（以下「卒業後」という。）、その卒業した日の属する月の翌月の初日（以下「卒業初日」という。）から起算して1年を経過した日（法第40条に規定する介護福祉士試験を受験し、合格しなかった者にあつては、当該試験に合格した日から起算して1年を経過した日。ただし、卒業初日から起算して3年を経過した日を限度とする。）までに介護福祉士登録をすること。この場合において、卒業後から介護福祉士登録を行うまでの期間は、当該条件年数に含めるものとする。

イ 中津川市に住所を有すること。

ウ 中津川市内の介護施設等の業務に従事すること。

- (2) 前号に規定する期間中に、介護施設等の業務上の理由により死亡したとき又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(延滞等)

第10条 修学資金を返還すべき者が、その返還すべき期日までに返還額の全部又は一部を返還しないときの徴収等の手続については、中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか修学資金の貸付けについて必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第118号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

1 譲渡財産

建 物 所 在 中津川市付知町字島畑231番地1  
種 類 休憩施設  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
延床面積 79.38㎡

2 譲渡の相手方 中津川市付知町5756番地  
付知町森林組合  
代表理事組合長 片田 宣二

3 譲渡の条件 譲渡施設は、観光振興事業の用途で使用すること。

4 譲渡年月日 令和3年2月1日

議第119号

市有墓地の区域の変更について

中津川市墓地の設置及び管理等に関する条例（昭和30年中津川市条例第5号）第2条第2項の規定により、次のとおり市有墓地の区域変更をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

市有墓地の区域の変更

市有墓地名	変更項目	変更前	変更後
坂本青木墓地	区域面積	2131.97㎡	2331.75㎡

変更内訳

場所	変更前	変更後
中津川市茄子川字青木19 26番1	1480.97㎡	1241.35㎡
中津川市茄子川字堤下20 67番3の一部	0㎡	297.58㎡
中津川市茄子川字堤下20 67番22の一部	0㎡	141.82㎡
計	1480.97㎡	1680.75㎡

議第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中津川文化会館 中津川市かやの木町2番2号
指定管理者	中津川市かやの木町2番2号 一般社団法人 中津川市文化協会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市民プール 中津川市駒場1658番地の23
指定管理者	多治見市光ヶ丘二丁目60番地の1 株式会社 コパン
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第122号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	苗木公園 中津川市苗木字並松及び字井ノ口地内
	中津川市トレーニングセンター 中津川市苗木4610番地の24
指定管理者	中津川市駒場町1番3号 三菱電機ライフサービス株式会社 中津川支店
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川公園 中津川市茄子川字中垣外地内
	中津川市東美濃ふれあいセンター 中津川市茄子川1683番地の797
指定管理者	中津川市茄子川1683番地の1031 特定非営利活動法人 中津川市体育協会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市北部体育館 中津川市千旦林1573番地の45
	中津川市坂本北運動広場 中津川市千旦林字北原地内
指定管理者	中津川市千旦林1573番地の45 中津川市北部体育館グラウンド管理委員会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市落合石畳マレットゴルフ場 中津川市落合1447番地の124
指定管理者	中津川市落合1447番地の124 落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下総合体育館 中津川市坂下1512番地1
指定管理者	中津川市坂下1512番地1 特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市有機センターひるかわ 中津川市蛭川1835番地2
指定管理者	中津川市蛭川1835番地2 農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中の島公園ふれあい施設 中津川市阿木字木實地内
指定管理者	中津川市阿木2897番地の1 株式会社 阿木レイクサイド
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市地域活性化センター 中津川市神坂347番地の6
指定管理者	中津川市神坂347番地の6 湯舟の館運営組合
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川駅前市営駐車場 中津川市太田町2丁目3番19号
	中津川駅前広場市営駐車場 中津川市中津川字小淀川351番70
指定管理者	中津川市手賀野263番地の11 恵北ビル管理株式会社
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	川上一般キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上教育キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上国設キャンプ場 中津川市川上1057番地4
	川上緑地管理署（YOU・遊館） 中津川市川上1057番地4
	川上広場 中津川市川上1057番地4
指定管理者	中津川市川上1427番地6 川上まちづくり推進協議会
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで